

公益財団法人全日本剣道連盟 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）理事会の決議に基づき、全剣連が剣道等の統括団体としてその自覚と責任を持ち、剣道精神に則り、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、剣道の普及振興を通してその社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、全剣連において倫理委員会を設置する。

(役割・所掌)

第3条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 全剣連の倫理に関する事項の統括
- (2) 全剣連及び全剣連役職員の綱紀粛正の推進に関すること
- (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。
- (4) 前項の事実確認のために設置する外部調査委員会に関すること
- (5) リスク管理規程第11条に基づくリスク管理に関する事項。

(委員)

第4条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

(委員長)

第5条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

- 2 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。
- 3 委員は、委員長が全剣連理事及び学識経験者のうちから推挙する者を、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱日より開始し、全剣連理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成30年11月2日から施行する。

2 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。

3 令和3年3月4日から一部改定施行する。